

技術資料作成要領

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	令和5年度 防 第1号
業務名称	ヘリコプターテレビ受信設備再整備工事設計業務
業務場所	田辺市龍神村龍神及び和歌山市湊通丁北一丁目 地内
業務概要	入札公告を参照のこと
業務期間	
予定価格	
最低制限価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書の提出方法等	
入札書は、開札場所に持参して提出すること。	
入札書の提出期間	令和5年6月20日（火）11時25分から令和5年6月20日（火）11時30分まで

技術資料の様式及び提出方法	
技術資料の様式は、技術資料作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。	
ア	技術資料提出書（要領様式1）
イ	同種業務等の実績（要領様式2）
ウ	配置予定技術者の調書（要領様式3）
様式のサイズはA4判横書き（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。	
技術資料は技術資料提出書（様式1）に記載のある1から2の順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。	
発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術資料を書面により提出しなければならないものとする。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術資料の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。 また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。	

技術資料の内容に関する留意事項	
同種業務等の実績	
ア	平成20年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了した、ヘリコプターテレビ受信システム（可搬型受信設備のみのものを除く）の設計を含む業務の履行実績を有していること。 上記内容が確認できる実施設計業務の受注実績を、様式2に最大2件記載するものとする。
イ	記載する優先順位は、都道府県、各省庁、その他の順位とする。
ウ	記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し（業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いた業務カルテ等の書類を添付すること。

所属技術者	
ア	電波法（昭和25年5月2日法律第131号）に基づく無線従事者の資格を有する者（以下「無線従事者」という。）1名及び、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士の資格を有する者（以下「技術士」という。）または一般社団法人建設コンサルタント協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ（以下「RC CM」という。）資格試験に合格した者のいずれか1名を様式3に記載すること。
イ	記載した技術者の資格及び他の部門の技術管理者となっていないことが確認できる資料として、技術士登録等証明書の写真及び登録規程に基づく現況報告書の副本の写し（技術管理者が記載されている箇所）を添付すること。
ウ	記載した技術者の常勤性が確認できる資料として下記のいずれかの写しを添付すること。
a	健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
b	住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
c	県外業者（主たる営業所の所在地が和歌山県外の者）で社会保険の強制適用事業所でない場合や、県内業者（主たる営業所の所在地が和歌山県内の者）の場合で、社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方
d	県内業者の場合で、雇用保険に加入できない者については、申請日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

苦情申し立て

発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（別記第3号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して3日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒640-8585 和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 和歌山県総務部危機管理局防災企画課 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時30分まで

その他の留意事項

入札書、技術資料及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
技術資料に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
提出された技術資料は、返却しない。
技術資料の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を防災企画課ホームページに掲載する。 〒640-8585 和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 和歌山県総務部危機管理局防災企画課 電話 073-441-2284